



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること  施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること  施策目標 1-2 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等により一時的又は生活再建までの間に生活資金が必要な方に対して、貸付を行うことで、生活支援を行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症が対象者に及ぼす影響の緩和を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	緊急小口資金等の特例貸付 (予算措置額合計 1 兆 6,752 億円 (令和 3 年 8 月 27 日時点))
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本要望は、上記事業により行う特例貸付の免除益について、非課税措置を求めるもの。
	要望の措置の妥当性	「特別定額給付金」や「子育て世帯生活支援特別給付金」と同様に、新型コロナウイルス感染症が対象者に及ぼす影響の緩和を図るため、償還免除とされた場合の債務免除益を非課税とする必要がある。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—